

令和6年度須賀川市墓地公園墓所使用者募集案内

1 墓地の概要

- ・ 区画墓所について
区画墓所は広さ4㎡で、規格墳墓となります。
規格墳墓に設置可能な墓石の規格については、別紙をご覧ください。
- ・ 墓所の維持管理について
使用を許可された墓所の除草、清掃等の維持管理は使用者が行うこととなります。
お墓参りや法要の際に使用した献花などは、お持ち帰りいただきます。

2 募集区域及び数について

募集区域は、8-3区域です。

区画数は、72区画(106番から177番)です。

申し込みは、焼骨・墓所の管理等に責任を負う方(祭祀主宰者)を含む親族1世帯のうち1人に限り申し込みできます。

3 申し込み者の資格要件について

- ・ 本市に住民登録をしている方。
- ・ 本市に本籍を有する方で、市外に居住している場合は、市内に住民登録がある方を代理人として選定できる方。

4 使用料等について

- ・ 墓所の使用料は永代使用で、152,000円です。永代管理料は、30,000円です。
- ・ 本市以外の居住者でも本籍が本市にある方には、使用を許可しておりますが、使用料は通常の使用料の額に30パーセントの額を加算した額となります。
- ・ 既に納入していただいた使用料・管理料は、原則還付しません。ただし、使用許可を受けた日から3年以内で未使用の状態で返還した場合は、納入された金額の80パーセントを還付します。

5 募集期間及び受付方法について

- ・ 募集期間

令和6年5月14日(火)から6月14日(金)まで

- ・ ご注意

先着順ではありません。急ぐ必要はありません。

必要事項の記載に不備等がある場合は受理できませんので、十分に内容を確認のうえ、余裕を持って申し込んでください。

- ・ 受付方法

「墓所使用許可申請書」(市公式 WEB サイトからもダウンロード可能です。)に、必要事項をご記入のうえ、本籍記載の住民票を添えて、次の受付窓口まで持参又は簡易書留で郵送(6月14日消印有効)してください。代理人を選定する場合は代理人の本籍記載の住民票も添付ください。

受付窓口：須賀川市役所 2階 環境課

受付時間：8時30分から17時00分まで

郵送の場合の送付先

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地

須賀川市 経済環境部 環境課 環境衛生係

- ・ 必ず簡易書留で郵送してください。

- ・ 受付票の写しを返送しますので、返信用封筒を同封してください。

6 抽選及びその後の手続きについて

抽選により、墓所の使用区画を決定し、当落にかかわらず結果は全員に通知します。

当選された方へ永代使用料及び永代管理料の納付書を送付しますので、納期限までに納入してください。

使用料等の納入が確認でき次第、順次「墓所使用許可書」をお送りします。